

日本顕微鏡歯科学会認定指導歯科衛生士制度規則

【第1章 総則】

第1条 本制度は顕微鏡歯科医学の専門的知識及び臨床技能・経験を有する歯科衛生士により、顕微鏡歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本顕微鏡歯科学会（以下「学会」という）は、日本顕微鏡歯科学会認定指導歯科衛生士の制度を設け、認定指導歯科衛生士制度の実施に必要な事業を行う。

【第2章 認定指導歯科衛生士申請者の資格】

第3条 認定指導歯科衛生士の資格を申請できる者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

1. 歯科衛生士の免許を有すること。
2. 認定指導歯科衛生士申請時において当学会会員であること。
3. 第5条の認定指導歯科衛生士の各号に掲げる条件を満たすこと。
4. 認定歯科衛生士取得後1回以上の更新をしていること。
5. 本学会の学術大会において筆頭演者として口頭発表またはポスター発表、シンポジスト、衛生士セミナー、サテライトセミナーなどの依頼講師を合計2回以上、または学会機関誌The International Journal of Microdentistry（以下「MICRO」という）に筆頭著者として1編以上掲載されていること。但し、シーズンズセミナーの発表は0.5回分とする。

本項については、移行期間を3年として3年毎に見直すこととする。2025年～2027年は上記の通りとし、2027年の認定審議委員会で見直しを行う。

【第3章 認定指導歯科衛生士の基本的条件】

第4条 認定指導歯科衛生士は、顕微鏡歯科医学領域における予防及び治療のための高い医療技能を修得するとともに、他診療科歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を有すること。

第5条 認定指導歯科衛生士は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

1. 学会学術大会に出席すること。
2. 顕微鏡歯科医学に関連する領域の歯科衛生診断、予防及び治療を行うこと。
3. 細目については別に定める。

第 6 条 その他、学会が特別に認めた者。

【第 4 章 認定指導歯科衛生士の資格申請】

第 7 条 認定指導歯科衛生士の資格の適否を審査するために認定審議委員会を設ける。

第 8 条 認定指導歯科衛生士申請者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

【第 5 章 認定審議委員会】

第 9 条 認定審議委員会は、認定指導医、認定指導歯科衛生士から構成される。

1. 委員は、会長が認定指導医、認定指導歯科衛生士から推薦し、理事会の承認を得る。
2. 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
3. 委員長および副委員長各 1 名をおき、会長が指名する。
4. ただし、認定指導歯科衛生士は認定歯科衛生士、認定指導歯科衛生士の審議のみに加わる。

第 10 条 認定審議委員会は、委員の 1/3 以上の出席をもって成立する。

1. 認定指導歯科衛生士の資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。その結果を理事会に報告する。
2. 認定審議委員会は、必要に応じて開催される。

【第 6 章 審査方法】

第 11 条 認定指導歯科衛生士の認定は、認定審議委員会において資格審査書類審査、プレゼンテーション試験をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会で認定する。

第 12 条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第 13 条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

1. 学会は認定証を交付するとともに学会誌及び学会総会において報告する。

第 14 条 認定証は、登録料を納入し登録申請が完了した後、交付される。

【第 7 章 認定指導歯科衛生士登録】

第 15 条 認定審議委員会の審査に合格した認定指導歯科衛生士は、登録料を納入しなければならない。

第 16 条 認定指導歯科衛生士登録に際し、正会員であることが求められる。会員区分変更に際しては、同年正会員年会費との差額を速やかに納めなければならない。

第 17 条 学会は前項を確認し、認定証を交付するとともに当学会Webサイトに掲載する。

【第 8 章 資格の更新】

第 18 条 認定指導歯科衛生士は、学会で特別に認められた者を除き、5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第 19 条 認定指導歯科衛生士の資格の更新に当たっては、認定期間 5 年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

【第 9 章 資格の喪失】

第 20 条 認定指導歯科衛生士は、次の各号の一つに該当する時、認定審議委員会の議を経て、その資格を失う。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき。
2. 歯科衛生士の免許を喪失したとき。
3. 学会会員の資格を喪失したとき。
4. 認定指導歯科衛生士の資格更新の手続きを行わなかったとき。
5. 認定審議委員会が認定指導歯科衛生士として不相当と認めたとき。

第 21 条 認定指導歯科衛生士の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定指導歯科衛生士の資格を申請することができるものとする。

【第 10 章 補則】

第 22 条 認定審議委員会の決定に関し異議のある者は、会長に申し立てることができる。

【附則】

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

日本顕微鏡歯科学会認定指導歯科衛生士制度施行

第1条 日本顕微鏡歯科学会認定指導歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）について定めた事項については、この規則に基づき運営する。

第2条 規則第5条の規定に基づく認定指導歯科衛生士申請の基本的条件は以下のとおりとする。

1. 原則として、申請時に7年以上の会員歴を持ち認定歯科衛生士更新を1回以上有すること。
2. 認定指導医1名と認定指導歯科衛生士1名の推薦状を必要とする。
3. 申請時に15分間のプレゼンテーションを課す。

第3条 規則第6条の学会が特別に認めた認定指導歯科衛生士とは、当学会に特に貢献している会員で理事会が認めた者とする。

第4条 規則第3条を満たし認定指導歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて認定審議委員会に提出しなければならない。（各様式は当学会Webサイトで配信）

1. 歯科衛生士免許証の写し
2. 認定指導医・認定指導歯科衛生士の推薦状
3. 業績目録
4. 臨床画像の使用に関する同意書

第5条 規則第8条、第12条、細則第8条に定める手数料は次の各号に定める。

1. 認定申請料……………2万円（税込み）
2. 登録料……………1万円（税込み）
3. 更新手数料……………2万円（税込み）

第6条 前条に定める即納の認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第7条 認定指導歯科衛生士の資格の更新に当たっては、更新前5年間で次の条件を満たすものとする。

1. 学会学術大会等への出席

但し、長期海外滞在者については、国際学術集会への出席を単位として認めることができる。申請時において過去3年以内に1回以上の学術大会への出席単位が含まれていること。学術大会などへの出席は、参加証、修了証または参加記録情報（現地でのQRコードの読み込みや、受付確認後のデータ記録）をもって証明する。

2. 更新に要する認定単位は5年間で12単位以上とする。

第8条 認定指導歯科衛生士の資格を更新しようとする者は、認定指導歯科衛生士更新申請書に更新手数料を添えて認定審議委員会に提出しなければならない。認定指導歯科衛生士更新の申請は、認定期限日の6か月前から認定期限日までに行わなければならない。

第9条 この制度の実施、運営に当たり、財務は、学会会計から分離した特別会計によって処理する。

第10条 この細則の改正については、認定審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第11条 認定指導歯科衛生士の更新に必要な取得単位は別途細則で定める。

【附則】

この細則は、令和6年10月1日から施行する。